

松本平広域公園ドッグラン利用規約

☆ドッグランご利用にあたって

○松本平広域公園ドッグランは会員制のドッグランです。下記のルールに則り、お互いマナーを守ってご利用下さい。

○ドッグランの利用には会員登録が必要です。登録申請の際には混合ワクチン、狂犬病の接種記録の提出をお願いします。会員登録は中学生以上の方に限ります（18歳未満の方は、保護者の同意が必要です。）

◎会員登録に際し、扉の開閉用の IC カードの交付手数料として1,000円を徴収させていただきます。

なお、紛失・盗難・破損があった場合は再度交付手続きをお願いします。その際は再交付手数料1,000円を徴収させていただきます。

◎会員登録期間は3年です。3年毎に会員更新手続きを行っていただきます。会員更新手続きは、当会から更新の通知を発送致します。通知を受けた日から1ヶ月以内に混合ワクチン、狂犬病の接種記録の提出をお願いします。更新手数料は無料です。

◎3年毎に会員更新手続きをされない方、当会からの更新手続きの通知が住所の宛所に不在の方、3年間ご利用のない方、1ヶ月以内に混合ワクチン、狂犬病の接種記録の提出がない方は、速やかにICカードの使用停止措置をとり、会員登録を抹消して退会したものと致します。再度ドッグランの利用を希望される場合は改めて再交付手続きを行っていただきます。再交付手数料1,000円。

○ICカードを申請者以外が使用した場合、他者に譲渡した場合、登録以外の犬を入場させた場合、ICカードの不正使用とみなし、本ドッグランを退会とし、ICカードの利用を停止します。

☆ルール

- 1 利用時間は、日の出から日没までです。
- 2 狂犬病予防法で定められた登録及び狂犬病予防注射（年1回）を実施済みの犬以外は、利用できません。また、最後のワクチン接種が終わってない子犬（4ヶ月以内）は、利用できません。成犬についても一年毎に混合ワクチンを接種して利用して下さい。3年に1度証明書のコピーの提出をお願いします。当サービスセンターにて、ワクチンの接種が確認できない場合は退会となります。
- 3 発情期（出血から3～4週間程度）のメス犬及び病気の犬は、利用できません。
- 4 飼い主がコントロールできない犬や闘犬類など他の利用者に恐怖感を与える犬は、利用できません。他の飼い主から要請された事項（マウント行為など）を飼い主が止め（られ）ない場合は、飼い主がコントロールできない犬であるとみなし、ご退場いただく場合があります。
- 5 ドッグランは犬用の施設ですので、犬を連れていない方や犬以外のペットは、利用できません。
- 6 訓練士（師）等の営業活動・指導は、できません。
- 7 中学生以下は、保護者同伴の上でご利用ください。なお、乳幼児（5歳以下）は保護者同伴でも入場できません。
- 8 ドッグラン内での人の飲食や喫煙は、ご遠慮ください。
- 9 犬のブラッシング・シャンプーは、ご遠慮ください。
- 10 エリア内でのロングリード、フレキシブルリードの使用は、ご遠慮ください。

- 11 しつけ用のおやつ・おもちゃのみ持ち込みできます。ただし、他の犬がいるときは、ご遠慮ください。
- 12 犬同士のケンカをさけるため、風除室またはドッグラン内に入って犬が慣れてから、安全を確認のうえリードを外してください。リードを外す場所については、犬の性格、ドッグラン内の状況などを判断して決めてください。また、ドッグランを出るときは必ず中でリードをつけてから出てください。
- 13 飼い主は、自分の愛犬から目を離さぬようご注意ください。
- 14 吠え続けるなど制止できない時は、すみやかに退場するか、口輪をしてください。
- 15 フン、その他の汚物は、飼い主が必ず持ち帰ってください。
- 16 事故が発生した場合は、犬にリードをつけて退場し、公園管理者へ連絡してください。
- 17 トラブルは、当事者同士で解決してください。公園管理者は、一切の責任を負いません。
- 18 その他、公園管理者・指導員の指示に従ってください。
- 19 ドッグラン内へは他の利用者に迷惑が掛からないようご利用者 1 名につき 2 頭（匹）を限度とします。
- 20 犬の大きさについては JKC（ジャパンケネルクラブ）を参照として（約 10 kg 目安）、小型犬は大・中型犬の方に、大・中型犬は小型犬の方には入らないよう配慮をお願いします。（超大型は大・中型、超小型犬は小型に含みます。）

☆マナー

- 1 他の犬に触れる際は、飼い主の方に声を掛けてからにしましょう。
- 2 犬同士のケンカに関しては、双方の飼い主がいち早く事態に気づき止めるよう、自分の犬には常に注意するようにしましょう。また、すぐ止められるよう周囲の犬にも注意を払いましょう。
- 3 他の飼

い主にお願ひがある場合、言葉遣いや表現に注意し、非難・中傷とならないようにしましょう。

- 4 出来るだけ飼い主同士でコミュニケーションをとるようにしましょう。

附則

平成 15 年 9 月 10 日施行
令和 2 年 3 月 31 日改訂
令和 4 年 4 月 23 日改訂